

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令案」（仮称）及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令案」（仮称）に対する意見募集について

平成30年8月11日
内閣官房
内閣府
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の特定地域内学部収容定員の抑制に関する規定は、法律の公布の日（平成30年6月1日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。

つきましては、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令案」（仮称）及び「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令案」（仮称）に対する国民の皆様の御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、施行令案及び命令案作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

1. 意見募集対象

- (1) 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令案（仮称）
- (2) 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令案（仮称）

2. 意見募集期間

平成30年8月11日（土）から9月9日（日）まで（締切日必着）

3. 意見提出方法

御意見は、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

- (1) インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

以下のホームページからお送りください。

<https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0058.html>

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

- (2) 郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（併）内閣府地方創生推進事務局

地方大学・産業創生担当 宛

- (3) FAX による場合

以下のFAX番号に送信してください。

03-3581-8808

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（併）内閣府地方創生推進事務局

地方大学・産業創生担当 宛

4. 記入事項

郵送又はFAXにてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。(様式任意)

(インターネットによる場合は、意見募集フォームに沿って御記入ください。)

- 【1】 タイトル (「地方大学・産業創生法施行令案等に対する意見」と御記入ください)
- 【2】 氏名 (法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名)
- 【3】 所属等
- 【4】 年齢
- 【5】 性別
- 【6】 電話番号
- 【7】 電子メールアドレス
- 【8】 御意見 (「施行令案、命令案の別」、「対象部分」及び「理由」も含め 1,000 文字以内)

※郵送の場合は、封筒表面に「地方大学・産業創生法施行令案等に対する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

5. お寄せいただいた御意見及び個人情報の取扱いについて

お寄せいただいた御意見につきましては、施行令案及び命令案作成の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

個人情報のうち、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限って利用する場合があります。